

提案条例説明資料

**平成31年3月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第1号																
2	題名	浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	三隅町の一部の地域においては、県内で唯一固定系の超高速ブロードバンド（下り最大 30Mbps 以上）が整備されていない状況にあることから、これを解消するとともに住民のニーズを反映したインターネットサービスを安定的に提供するため、インターネットサービスのコース及び使用料について、所要の改正を行うものです。																
4	概要	<p>インターネット回線の区分及び使用料の変更（第 26 条関係）</p> <p>（改正前）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>インターネット回線の区分</th> <th>使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準回線（1.5Mbps）</td> <td>1,620 円</td> </tr> <tr> <td>高速回線（15.0Mbps）</td> <td>3,240 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（改正後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>インターネット回線の区分</th> <th>使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1メガ回線（下り最大 1Mbps）</td> <td>1,404 円</td> </tr> <tr> <td>3メガ回線（下り最大 3Mbps）</td> <td>2,484 円</td> </tr> <tr> <td>10メガ回線（下り最大 10Mbps）</td> <td>3,240 円</td> </tr> <tr> <td>30メガ回線（下り最大 30Mbps）</td> <td>3,780 円</td> </tr> </tbody> </table>	インターネット回線の区分	使用料（月額）	標準回線（1.5Mbps）	1,620 円	高速回線（15.0Mbps）	3,240 円	インターネット回線の区分	使用料（月額）	1メガ回線（下り最大 1Mbps）	1,404 円	3メガ回線（下り最大 3Mbps）	2,484 円	10メガ回線（下り最大 10Mbps）	3,240 円	30メガ回線（下り最大 30Mbps）	3,780 円
インターネット回線の区分	使用料（月額）																	
標準回線（1.5Mbps）	1,620 円																	
高速回線（15.0Mbps）	3,240 円																	
インターネット回線の区分	使用料（月額）																	
1メガ回線（下り最大 1Mbps）	1,404 円																	
3メガ回線（下り最大 3Mbps）	2,484 円																	
10メガ回線（下り最大 10Mbps）	3,240 円																	
30メガ回線（下り最大 30Mbps）	3,780 円																	
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成 31 年 10 月 1 日</p> <p>2 準備行為 改正後の条例に規定するインターネット回線の区分に応じた利用の承認及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。</p> <p>3 経過措置 施行日前に、改正後の承認を得ていない者のうち、標準回線の利用の承認を得ている者は1メガ回線の利用の承認を得たものとし、高速回線の利用の承認を得ている者は10メガ回線の利用の承認を得たものとする。</p>																

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第2号
2	題名	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	防災行政無線施設（固定系無線施設）の設置に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	固定系無線施設の受信設備の設置について定める別表第1に次の施設を加える。（別表第1関係） (1) 設置場所 東平原上集会所付近 (2) 位置 浜田市三隅町東平原 300 番地
5	施行期日等	平成 31 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の有効活用として新たに追加された用途変更、転用等の申請手続に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 手数料の追加（第2条関係）</p> <p>(1) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に関する全体計画の認定申請手数料 申請1件につき27,200円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の2第2項（同法第86条の8第3項を準用するものに限る。）の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に関する認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料 申請1件につき27,200円</p> <p>(3) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の建築許可申請手数料 申請1件につき12万円</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前のおりとする。</p>
6	備考	<p>1 手数料の額は、島根県と同額です。</p> <p>2 施行期日は、建築基準法の一部を改正する法律の施行</p>

		期日が政令に委任されているため、当該一部改正法の施行期日が条例の公布の日の前後いずれであっても対応できるようにしています。
--	--	---------------------------------------------------------------

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正され、災害援護資金の貸付けに関し、被災者ニーズに応じた貸付けを実施することができることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間経過後の貸付利率の変更（第14条関係） （改正前）延滞の場合を除き、年3パーセント （改正後）延滞の場合を除き、年3パーセント以内で規則で定める率 2 償還方法の追加（第15条関係） 半年賦償還、月賦償還を追加 3 その他規定の整理
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 平成31年4月1日 2 経過措置 改正後の条例第14条及び第15条第3項の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた者に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた者に対する災害援護資金の貸付けについては、従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	所得税法の一部改正により「控除対象配偶者」の用語の範囲が狭くなったところですが、20歳未満の小児慢性特定疾病16疾患群に係る入院の医療費助成に係る所得制限の対象者について、今までと同様にするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	「被保険者等」の用語の定義について、従前と同じ意味内容となるよう改正する。(第2条関係) 控除対象配偶者 ⇒ 同一生計配偶者
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 経過措置 入院をした最終日が施行日から平成31年6月30日までの間の日である療養又は医療に係る助成については、平成29年中の所得を用いることから、改正前の規定を適用する。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	専門職大学の設置等に係る学校教育法の一部改正に伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件が改正されたことから、国の基準と同様に所要の改正を行うものです。
4	概要	放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程の修了者を追加する。(第11条関係)
5	施行期日等	平成31年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「平成31年度税制改正大綱」を踏まえた国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の負担の適正化を図るため、国民健康保険料の賦課に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険料の基礎賦課限度額の改正（第18条の6関係） 58万円 ⇒ 61万円 2 低所得者に対する保険料軽減措置の対象の拡大（第22条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 5割軽減対象の拡大 (改正前) 基準額 = 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 (改正後) 基準額 = 33万円 + 28万円 × 被保険者数 (2) 2割軽減対象の拡大 (改正前) 基準額 = 33万円 + 50万円 × 被保険者数 (改正後) 基準額 = 33万円 + 51万円 × 被保険者数
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 平成31年4月1日 2 経過措置 改正後の規定は、平成31年度以後の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成31年4月の機構改革に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	委員会の庶務担当課の変更（第10条関係） 地域医療対策課 ⇒ 健康医療対策課
5	施行期日等	平成31年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	専門職大学の設置等に係る学校教育法の一部改正に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件の基準が改正されたことから、所要の改正を行うものです。
4	概要	一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程の修了者を追加する。(第19条関係)
5	施行期日等	平成31年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第10号
2	題名	浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地元自治会への無償貸与を予定している集会施設を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	別表から次の集会施設を削る。 (1) 戸川生活改善センター（浜田市旭町本郷1213番地1） (2) 重富生活改善センター（浜田市旭町重富235番地1） (3) 山ノ内生活改善センター（浜田市旭町山ノ内755番地） (4) 和田生活改善センター（浜田市旭町和田444番地）
5	施行期日等	平成31年4月1日
6	備考	1 各集会施設は、次の自治会に無償貸与する予定です。 (1) 戸川生活改善センター 戸川自治会 (2) 重富生活改善センター 重富自治会 (3) 山ノ内生活改善センター 木田まち自治会 (4) 和田生活改善センター 和田自治会 2 無償貸与後の維持管理は、各自治会が行います。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 11 号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置の促進に資するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	防火対象物の消防用設備等の状況を公表することができる規定を追加する。(第 47 条の 2 関係) (1) 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令に違反する場合は、その旨を公表することができる。 (2) 消防長は、公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
5	施行期日等	平成 32 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第12号
2	題名	浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	給水人口及び1日最大給水量の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 給水人口の改正（第2条関係） （改正前）5万5,180人 （改正後）5万2,119人 2 1日最大給水量の改正（第2条関係） （改正前）2万8,649.3立方メートル （改正後）2万7,744.4立方メートル
5	施行期日等	平成31年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第13号
2	題名	浜田市水道事業審議会条例
3	目的・理由	水道事業の円滑な運営を図ることを目的に「浜田市水道事業審議会」を設置するため、新たに条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 所掌事項（第2条） 水道事業に関する重要事項について調査審議し、管理者（市長）に意見を述べる。</p> <p>2 組織（第3条） (1) 委員の人数 15人以内 (2) 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者（市長）が委嘱する。 ア 受益者 イ 公共的団体の代表 ウ 識見者</p> <p>3 委員の任期（第4条） 2年</p> <p>4 庶務担当部署（第8条） 上下水道部管理課</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成31年4月1日</p> <p>2 準備行為 施行日前においても委員の委嘱に関する手続を行うことができる。</p> <p>3 浜田市水道料金審議会条例の廃止</p> <p>4 経過措置 最初の会議は、管理者（市長）が招集する。</p> <p>5 浜田市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 水道事業審議会委員の報酬 日額6,000円</p>

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第14号
2	題名	浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	専門職大学の設置等に係る学校教育法の一部改正に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の基準が改正されたこと、並びに布設工事監督者の資格に係る技術士法施行規則の一部改正に伴い、水道法施行規則に規定する布設工事監督者の資格要件の基準が改正されることから、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 布設工事監督者の資格の見直し（第3条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門職大学の前期課程の修了者を追加する。 (2) 技術士法の規定による第2次試験の上下水道部門の選択科目から「水道環境」を削除する。 2 水道技術管理者の資格の見直し（第4条関係） 専門職大学の前期課程の修了者を追加する。 3 その他規定の整理
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 平成31年4月1日 2 経過措置 施行日前に行われた第2次試験の上下水道部門に合格した者のうち、選択科目として水道環境を選択したものは、上水道及び工業用水道の選択科目を選択したものとみなす。